

蓮田白岡衛生組合有料広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、蓮田白岡衛生組合有料広告掲載に関する要綱（平成22年蓮田白岡衛生組合要綱第1号）第2条に規定する掲載の要件の基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

2 広告掲載の基準

(1) 蓮田市及び白岡市（以下「市」という。）の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるものとは、おおむね次のとおりとする。

ア 市の公共性、中立性を損なうおそれのあるものとして、あたかも市が推奨し、及び承認しているかのような印象や誤解を与えるおそれのあるもの

(ア) 市の事業名その他これらに類似する表現を使用するもの

例：蓮田市認証の・・・ 白岡市認証の・・・

(イ) 過剰な表現を用いた広告又は他社製品若しくは価格等の比較を行うもの

例：蓮田で一番〇〇 白岡で一番〇〇 〇〇屋より安い 〇〇屋はまずい 1か月で確実にマスターできる これで君も絶対合格！

イ 蓮田市民及び白岡市民（以下「住民」という。）の安心・安全な生活を混乱させるおそれがあり、好ましくないと認められるもの

(ア) 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」

(イ) 品質表示に誇張・虚偽等があり、科学的根拠のない表現

例：ガンに効く 10日間でやせられる健康器具

ウ 市の品位を損なうおそれのあるもの

(ア) 結婚の相手を探すことや男女間の交際を仲介することなどを目的としたものの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種であるものとは、次のとおりとする。

ア 風俗営業、接待飲食営業及び性風俗関連特殊営業に該当する営業

(ア) キャバレー・ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業

(イ) 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業（(ア)に該当する営業を除く。）

(ウ) ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（(ア)に該当する営業を除く。）

(エ) ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（(ア)若しくは(ウ)に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）で定めるダンスの教授に関する講習を受け、その課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として同令で

定める者に限る。)が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)

(オ) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの(ア)から(ウ)までに掲げる営業として営むものを除く。)

(カ) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの

(キ) まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

(ク) スロットマシン、テレビゲーム機その他遊戯設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令で定めるものを除く。)において当該遊戯設備により客に遊技をさせる営業(キ)に該当する営業を除く。)

(3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条の適用を受ける業種であるものとは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)で業として行うものをいう。

例：消費者金融 通称サラ金

ア ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 国又は地方公共団体が行うもの

(イ) 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの

例：銀行 信用金庫 JA

(ウ) 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

(エ) 事業主がその従業者に対して行うもの

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和58年政令第181号)で定めるもの

例：各種共済組合など

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するものとは、おおむね次のとおりとする。

ア 政治活動及び宗教活動に関するもの

(ア) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に抵触するおそれのあるもの

(イ) 政党等の講演会等の開催広告その他政党名等が入っているもの

(ウ) 寺社や宗教名等を用いて行われる布教及び義えん金活動に関するもの

イ 自らの主義主張を述べているような意見広告に関するもの

ウ 個人の宣伝に関するもの

(ア) 個人の氏名、住所その他純粋に自己紹介しているもの

(イ) 祝典又は記念日などに、これに賛同し、祝福する会社及び個人が社名や個人名を名刺風にして連ねて掲載した名刺広告及びこれに類するもの

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものとは、おおむね次のとおりとする。

ア 社会の法秩序を乱し、住民生活の安定を損なうおそれのあるもの

イ 個人又は他企業を誹謗中傷し、又は排斥するもの

ウ 過激な表現及びいかげわしい表現のもの

エ 人権侵害、名誉毀損その他各種差別的なもの

オ 裸体姿や暴力、犯罪を肯定し、助長するなど、青少年の健全育成に反するおそれのあるもの

カ 残虐な描写等の嫌悪感を抱かせるもの

キ 脅迫、暴力その他犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれがあるもの

ク 肖像権や著作権を無断で使用したもの

ケ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品やサービスを提供するもの

コ 法令等で認められていない業種や商法に関するもの

サ 国家資格等に基づかない者が行う療法に関するもの

(6) その他掲載することが適当でないと管理者が認めるもの

例：赤や黄などの原色、蛍光色、発光塗料等の派手で品のない色使いやデザインのもの

例：広告の内容や実態が明確でないもの

附 則

この基準は、平成22年 4月 1日から適用する。